

春日部市建設工事請負等競争入札等参加者の資格及び資格審査会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、本市が締結する次に掲げる契約に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

- (1) 建設工事の請負の契約
- (2) 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務（以下「設計・調査・測量」という。）の委託の契約
- (3) 道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務（以下「土木施設維持管理」という。）の委託の契約

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本店 個人にあつては住民票上の住所、法人にあつては登記上の本店所在地をいう。
- (2) 主たる営業所 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する営業所のうち、主たるものをいう。
- (3) 市内業者 春日部市内に本店（建設工事の請負にあつては、主たる営業所の所在地をいう。以下同じ。）を有する業者をいう。
- (4) 準市内業者 春日部市内に本店以外の営業所の所在地を有する業者をいう。
- (5) 県内業者 埼玉県内（春日部市内を除く。以下同じ）に本店を有する業者をいう。
- (6) 準県内業者 埼玉県内に本店以外の営業所の所在地を有する業者をいう。
- (7) 県外業者 第3号から前号までに該当する業者以外の業者をいう。
- (8) 年度 4月1日から翌年の3月31日までをいう。
- (9) 官公需適格組合 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に規定する組合をいう。

- (10) 資格審査 この規則で定める競争入札等の参加資格に関する市長の審査をいう。
- (11) 資格者名簿 春日部市建設工事等競争入札参加資格者名簿をいう。
- (12) 新規申請 資格者名簿に登載されていない者が新たに資格審査を受けようとする場合及び資格者名簿に登載されていない業種又は業務について新たに資格審査を受けようとする場合をいう。
- (13) 更新申請 資格者名簿に登載されている者が資格者名簿に登載されている業種又は業務について資格審査を受けようとする場合をいう。
- (14) 資格審査基準日 資格審査を行うに当たり、基準として定める日をいう。
- ア 建設工事の請負に係る資格審査基準日 申請時において有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という。)の審査基準日(複数ある場合は審査基準日が直近のもの)
- イ 建設工事の請負以外に係る資格審査基準日 申請時直近の決算日(決算手続きが終了している日付のもの)
- (15) 埼玉県電子入札共同システム 埼玉県と市町村が電子入札のため共同運営する電子システムをいう。

(競争入札等の参加資格)

第3条 競争入札等に参加することができる者は、資格審査を受け、資格者名簿に登載された者とする。

2 資格者名簿に登載された者が、次条第5項各号のいずれかに該当するときは、競争入札等に参加することができない。

3 建設工事の請負において、資格者名簿に登載された者が、当該資格者名簿に登載された業種について次の各号のいずれかに該当するときは、当該業種に係る競争入札等に参加することができない。

(1) 建設業法第3条第1項に規定する許可(以下「許可」という。)を受けていないとき。

(2) 開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査(建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。)を受けていないとき。ただし、当該入札に係る建設工事の請負代金が建築工事一式にあっては1,500万円未満、それ以外の工事にあっては500万円未満の場合は、経営事項審査を省略することがで

きる。

4 測量業務について資格者名簿に登載された者が、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録（以下「測量業者登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札等に参加することができない。

5 建築関連コンサルタント業務について資格者名簿に登載された者が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録（以下「建築士事務所登録」という。）を受けていないときは、当該業務に係る競争入札等に参加することができない。

（建設工事の請負に係る資格審査の実施）

第4条 建設工事の請負に係る新規申請の資格審査は、毎年度1回以上実施するものとする。

2 建設工事の請負に係る更新申請の資格審査は、隔年度に1回実施するものとする。

3 前2項に規定する資格審査の受付方法及び受付期間は、春日部市公式ホームページに掲載する。

4 建設工事の請負に係る資格審査は、業種ごとに行うものとする。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、建設工事の請負に係る資格審査を受けることができない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定に該当する者

(3) 第14条の規定により資格を抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者

(4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者

(5) 加入義務のある社会保険（健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に定められている保険をいう。）に加入していない者

6 次の各号のいずれかに該当する業種については、建設工事の請負に係る資

格審査を受けることができない。

(1) 許可を受けていない業種

(2) 資格審査基準日において有効な経営事項審査に基づく、総合評定値の通知を受けていない業種

7 次に掲げる場合は、その資格の有効期間において資格審査を受けることができない。

(1) 一度資格審査を受けた業種を他の業種に変更しようとする場合

(2) 一度資格審査を受けた業種について、再度資格審査を受けようとする場合

(3) その他市長が別に定める場合

8 建設工事の請負に係る資格審査を受けることができる業種は、主たる営業所及び代理人を置く営業所と合算して5業種以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業種について資格審査を受けることはできない。

(建設工事の請負以外に係る資格審査の実施)

第5条 設計・調査・測量に係る資格審査は、建築関連コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建設コンサルタント、測量その他の業務ごとに行うものとする。

2 測量業者登録を受けていない者は、測量業務の資格審査を受けることができない。

3 建築士事務所登録を受けていない者は、建築関連コンサルタント業務の資格審査を受けることができない。

4 前条第1項から第3項、第5項及び第7項の規定は、建設工事の請負以外に係る資格審査に準用する。

(資格審査申請)

第6条 新規申請しようとする者は、申請の区分に応じて別表第1に掲げる資格審査申請書を市長が別に定める期間内に提出しなければならない。

2 新規申請しようとする者が埼玉県電子入札共同システムに登録されている場合においては、別表第1及び別表第2の申請の区分に応じ申請しなければならない。

3 更新申請しようとする者は、別表第1及び別表第2の申請の区分に応じ埼玉県電子入札共同システムを利用して市長に申請しなければならない。

4 前3項の規定による申請に当たっては、申請の区分に応じて別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

- 5 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、資格審査申請書の様式及び添付書類を別に定めることができる。
- 6 第1項の規定による申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2水準とし、申請内容（人名及び法人名を含む。）においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は片仮名に置き換えるものとする。
- 7 営業所に代理人を置く場合は、代理人が資格審査の申請を行わなければならない。

（代理人）

第7条 資格審査を受けようとする者（資格審査を申請した者を含む。）の代理人は、次のとおりとする。

(1) 建設工事の請負に係る代理人

- ア 資格審査を受けようとする業種ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業種につき1人とする。
- イ 資格審査を受けようとする業種について許可を受けている営業所に置くこと。
- ウ 主たる営業所において許可を受けていない業種については、許可を受けている営業所に置くこと。

(2) 設計・調査・測量に係る代理人

- ア 資格審査を受けようとする業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業務につき1人とし、5人以内とする。
- イ 測量業務については、測量業者登録を受けている営業所に置くこと。
- ウ 測量業務について資格審査を受けようとする場合において、本店において測量業者登録を受けていないときは、測量業者登録を受けている営業所に置くこと。
- エ 建築関連コンサルタント業務については、建築士事務所登録を受けている事務所に置くこと。
- オ 建築関連コンサルタント業務について資格審査を受けようとする場合において、本店において建築士事務所登録を受けていないときは、建築士事務所登録を受けている事務所に置くこと。

(3) 土木施設維持管理に係る代理人

代理人の数は、1人とする。

（資格審査及び格付）

第 8 条 建設工事の請負に係る資格審査については、資格審査基準日における経営事項審査の項目及び市長が別に定める項目を審査し、それぞれ A 級、B 級、C 級及び D 級の 4 級に区分して格付けを行うものとする。

2 建設工事の請負以外の資格審査については、次に掲げる項目を審査するものとする。

(1) 資格審査基準日を含む直近 2 年の各営業年度における資格審査申請業務に係る年間平均実績高

(2) 資格審査基準日における自己資本額

(3) 資格審査基準日における職員数

(資格審査の結果の公表)

第 9 条 市長は、前条の規定による資格審査の結果を春日部市公式ホームページに公表する。

(資格者名簿への登載)

第 10 条 市長は、第 8 条の規定による資格審査を受けた者を資格者名簿に登載するものとする。

(参加資格の有効期間)

第 11 条 新規申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格を認定した日からその直前の更新申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間の末日とする。

2 更新申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格審査を実施した年度の翌年度の初日から 2 年間とする。

(変更等の届出)

第 12 条 資格審査を申請した者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、埼玉県入札共同システムを利用して市長に届けるとともに、関係書類を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所（建設工事の請負に係る申請の変更にあつては、主たる営業所の所在地を含む。）、電話番号又はファクシミリ番号

(3) 法人の代表者

(4) 事業主又は法人の代表者の役職名又は氏名

(5) 代理人

(6) 代理人を置く営業所の所在地、電話番号又はファクシミリ番号

- (7) 代理人の役職名又は氏名
- (8) 許可番号又は許可区分
- (9) 許可若しくは登録（測量業者登録及び建築士事務所登録）の有無
- (10) 中小企業等共同組合等にあつてはその役員又は組合員（ただし、資格者名簿に登載されている者に限る。）

2 資格審査を申請した者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 第4条第5項第1号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (6) 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等共同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があつたとき及び更生計画の認可がなされたとき。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があつたとき及び再生計画の認可がなされたとき。

（参加資格の再審査）

第13条 第4条第7項の規定にかかわらず、相続、合併、分割又は営業譲渡により、資格審査を申請した者から当該営業の一切を継承した者が、その参加資格を承継しようとするときは、競争入札参加資格再審査申請書（様式第12号）に関係書類を添えて、再審査の申請を行わなければならない。

2 第4条第7項の規定にかかわらず、資格者名簿に登載された者で、会社更生法の規定により更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定により再生手続開始の決定をされた者は、競争入札参加資格再審査申請書に関係書類を添えて、再審査の申請を行うことができる。

（資格者名簿からの抹消）

第14条 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該資格者名簿から抹消するものとする。

- (1) 第4条第5項第1号、第2号又は第4号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）してから90日を経過したとき。
- (3) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。
- (5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第2項の規定により逮捕若しくは逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。

2 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該資格者名簿から抹消することができる。

- (1) 第12条第1項又は同条第2項（第3号、第4号及び第6号に係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。

3 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業務又は業種について当該資格者名簿から抹消するものとする。

- (1) 建設工事の請負にあつては、当該資格者名簿に登載されている業種についての許可を受けていない者となつてから新たに許可を受けることなく90日を経過したとき。
- (2) 測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となつてから新たに測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき。
- (3) 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていない者となつてから新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき。
- (4) 資格者名簿に登載されている業務又は業種について、その営業を廃止したとき又は当該資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

（資料提出等の請求）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、この規則に定めるもののほか、資格審査を申請した者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

(資格審査会の設置)

第16条 資格審査及び格付けを適正かつ円滑に行うため、春日部市工事資格審査会（以下「資格審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第17条 資格審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 建設工事の請負に係る資格審査及び格付けに関すること。
- (2) 建設工事の請負以外の資格審査に関すること。
- (3) その他資格審査会が必要と認めた事項

(組織)

第18条 資格審査会は、会長、副会長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもってこれに充てる。
- 3 副会長は、総務部長をもってこれに充てる。
- 4 委員は、別表第3に掲げる者をもってこれに充てる。

(会長及び副会長)

第19条 会長は、資格審査会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 資格審査会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 資格審査会の会議は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 3 資格審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 資格審査会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(書面による議事)

第21条 会長は、やむを得ない理由により資格審査会を招集するいとまがないと認めるときは、議事の概要を記載した書面を委員に回付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって資格審査会の議決に代えることができる。

(庶務)

第22条 資格審査会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、規則の運用にあつては市長が、資格審査会の運営にあつては資格審査会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前までに、春日部市建設工事請負等競争入札参加者の資格及び資格審査会に関する規則（平成10年春日部市規則第10号）又は庄和町建設工事請負等競争入札参加者の資格及び資格審査会に関する規則（平成14年庄和町規則第23号。以下「旧町規則」という。）の規定によりなされた契約に関する事務のうち、この規則施行の際引き続き継続しているものについては、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の施行前までに、旧町規則第17条第4項の規定により申請された経常建設共同企業体については、この規則の施行の日から平成19年3月31日までの間においては、なおその効力を有する。

附 則（平成18年3月24日規則第22号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年10月1日規則第85号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第27号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月1日規則第39号）

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第28号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第26号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日規則第33号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月13日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月28日規則第33号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第34号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日規則第29号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

申請の区分	資格審査申請書
建設工事請負	申請地方公共団体申請書（様式第1号） 競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）（様式第2号） 競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報）（様式第3号） 建設工事請負共通情報（様式第4号） 建設工事請負個別情報（様式第5号）
設計・調査・測量	申請地方公共団体申請書（様式第1号） 競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）（様式第2号） 競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報）（様式第3号） 設計・調査・測量共通情報（様式第6号） 設計・調査・測量個別情報（様式第7号）
土木施設維持管理	申請地方公共団体申請書（様式第1号） 競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報）（様式第2号） 競争入札参加資格審査申請書（基本個別情報）（様式第3号） 土木施設維持管理共通情報（様式第8号） 土木施設維持管理個別情報（様式第9号）

別表第2（第6条関係）

添付書類	申請の区分 建設工事 請負	測量調査 設計	土木施設維持 管理
身分（元）証明書、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあつては後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）（個人に限る。）	○	○	○
商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（法人に限る。）	○	○	○
許可通知書の写し又は許可証明書	○		
委任状（代理人を置く場合に限る。）（様式第10号）	○	○	○
組合員名簿（中小企業等協同組合等に限る。）	○	○	○
役員名簿（中小企業等協同組合等に限る。）	○	○	○
総合評定値通知書の写し	○		
法人税、消費税及び地方消費税について未納税額のない納税証明書の写し（法人に限る。）	○	○	○
所得税、消費税及び地方消費税について未納税額のない納税証明書の写し（個人に限る。）	○	○	○
法人事業税の納税証明書（法人に限る。）	○	○	○
個人事業税の納税証明書（個人に限る。）	○	○	○

受注希望工事に関する契約書、工事仕様書、技術者の免許証等の写し		○		
管理技術者資格者証の写し		○		
官公需適格組合が申請する場合の書類	官公需適格組合証明書の写し	○		
	五以内の組合員の総合評定値通知書の写し	○		
	官公需適格組合資格審査数値計算表（様式第11号）	○		
市税の納税証明書（市内業者及び準市内業者）	○	○	○	○
事業所の写真及び案内図（市内業者及び準市内業者）	○	○	○	○

別表第3（第18条関係）

所属	委員
総合政策部	部長 政策企画課長 公共施設事業調整課長
財務部	部長
総務部	次長
環境経済部	部長 廃棄物対策課長 農業振興課長
建設部	部長 道路建設課長 河川課長 公園緑地課長
都市整備部	部長 まちづくり推進課長、鉄道高架推進課長
上下水道部	部長 施設管理課長 工務課長
学校教育部	部長 教育施設課長